

## 第4回定例会（会議録）

開催日	平成30年4月17日（火）
開催場所	本庁舎 第3・4会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時14分
出席委員	南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己
欠席委員	堀江徹二郎、小笠原英司
出席者	教育長始め事務局職員8名
傍聴人	2人
議事日程	<p>日程第1 教育長あいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第34号 あま市通級指導教室実施要領の一部改正について</p> <p>議案第35号 あま市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第36号 夏休み学校プール開放事業実施要領の一部改正について</p> <p>議案第37号 「ときのきねんび展」開催中における美和歴史民俗資料館の休館日変更について</p> <p>議案第38号 後援申請について</p> <p>議案第39号 平成30年度食物アレルギー対応に伴う給食費について</p> <p>議案第40号 区域外就学申請について（非公開）</p> <p>議案第41号 指定学校変更申請について（非公開）</p> <p>議案第42号 あま市立七宝北中学校学校選択制の導入について</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月議会（一般質問）について</li> <li>・あま市社会教育委員について</li> <li>・あま市文化財保護審議会委員について</li> <li>・あま市文化の杜の管理に関する包括協定書について</li> <li>・県天然記念物下萱津のフジ公開事業について</li> <li>・ラジオ体操の集いについて</li> <li>・あま市立学校給食センター運営委員会委員（教育委員会委員選出）について</li> <li>・公文書公開請求書について（非公開）</li> <li>・あま市新学校給食センター整備事業工事請負変更契約の締結について（非公開）</li> <li>・生徒指導（平成30年3月）について（非公開）</li> </ul>

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会を宣言する。) (あいさつをする。) 前回の議事録の承認をお願いします。
委 員	(議事録に署名・押印。)
教 育 長	教育長の経過報告をします。 (平成30年3月23日～平成30年4月17日の経過を報告する。)
教 育 長	議案第34号「あま市通級指導教室実施要領の一部改正について」を議題とします。
学校教育課長	あま市通級指導教室実施要領の一部を改正する告示を別紙のとおり提出します。 改正の概要は、通級指導教室を新たに設置するため、あま市通級指導教室実施要領の一部を改正するものです。内容は、あま市立甚目寺南小学校に通級指導教室を設置するものです。第2条中「通級による指導が行われる特別な指導の場又は」を削り、表に「きらり(甚目寺南小学校)」を追加します。施行期日は平成30年4月1日となります。
教 育 長	この内容については、県教育委員会の設置許可が下り、職員の配置もされたので改正をするものです。質問があればお願いします。
委 員	要は通級指導教室を行わなければならない児童が増えたという理解でいいですか。
学校教育課長	そういった対象児童が増えたという事で、新たに県教育委員会に申請し、1教室追加していただけたという事です。
教 育 長	要するに甚目寺南小学校に通級対象児童がいるという事です。少ないところについては巡回指導をしたり実際に通ったりと。七宝なんかはそういう例でやっていただいています。
委 員	学級の名前はどうか付けたのですか。
教 育 長	学校でつけられた名称です。
委 員	K組、本郷というのは甚目寺南小学校じゃないんですか。
教 育 長	K組というのは甚目寺南中学校です。甚目寺南中学校は、A B C Dでやっていますので、それでK組となっています。ちょうど僕が甚目寺南中学校の校長の時に作っていただきました。
委 員	指導に差はないというか、きちんとやっていただければ名前は何でもいいですが、何か不自然だなと思って。
教 育 長	よろしいですか。それでは第34号については、一部改正はこのように改正という事でよろしいでしょうか。ありがとうございました。 それでは次の議案に進みます。議案第35号「あま市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。
スポーツ課長	あま市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。 改正の趣旨は、あま市公民館条例施行規則の減免団体と統一を図るため、本規則の一部を改正するものです。内容は別表第3(第6条関係)全額免

	除の欄に「(5) その他教育委員会が必要と認めた団体等」一文追加します。
	施行期日は公布の日から施行とします。
	恐らく以前スポーツ課が平成27年度に生涯学習課から分かれた時に、新たにこれを作られたと思うのですが、その時にはまだそういった団体が想定されていなかったのではないかなという事で、今回公民館の方でもこういった団体が実際にあったという事で、体育の方でもこれから出てくる事も予想されるのでこの一文を追加させていただきました。
教 育 長	何か質問はありますでしょうか。その他教育委員会が必要と認めた団体というものについては、また教育委員会会議等で諮り、審議し許可をするかどうかを決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
	それでは第35号の議案について、承認でよろしいでしょうか。
全 委 員	承認。
教 育 長	議案第36号「夏休み学校プール開放事業実施要領の一部改正について」を議題とします。
スポーツ課長	夏休み学校プール開放事業実施要領の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。改正の概要は、夏休み学校プール開放事業の利用日を変更するため、夏休み学校プール開放事業実施要領の一部を改正するものです。
	改正の内容は、第3条中「8月第1日曜日から8月第3日曜日まで」を「夏休みの初日から15日間」に改めるものです。施行期日は、平成30年6月1日を予定しております。
	具体的には、これまで8月第1日曜日から8月第3日曜日までの15日間を開放してきましたが、どうしてもお盆の時期を挟むと利用者が急に減るといふこともありますし、8月第1日曜日までの期間の水質管理というのもスポーツ課の方でやっておりましたが、その経費と利用者の面を考慮しまして、夏休みの初日から15日間に時期を変更したいと考えております。
教 育 長	今説明がありましたが、実際には七宝小学校、美和小学校、甚目寺南小学校の3校で今年度も実施をするわけですが、色々諸々の事を配慮しながら夏休みが始まった初日から15日間行います。今後31年度からは他の学校との連携というか、そういったことも視野に入れながらこの事業については、学校教育課とスポーツ課とが色々考えながらより良い方法を考えていくという形で進めていくと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。何かこの件について、質問、ご意見がありましたらお願いします。
委 員 員	学校の方のプール指導はどのようになるのでしょうか。
スポーツ課長	例年7月の夏休み入ってからそれぞれの学校で、学校によって違うとは思いますが、学年ごとによるプール指導だったり、字別のプール指導だったり色々あるかと思うんですが、今考えているのは学校のプール指導は今まで通りやっていただいて、その期間というのは一般には開放は難しいかも知れませんが、空けられれば1コースだけでも開放という事もできない。そこは学校との打合せにもよるんですが、学校がやるプール指導の今まで先生方が指導されていた部分というのをスポーツ課が委託している委託業者が一部を担う事が出来ないかなという事で、プール監視であったり指導も入れるかどうかというのは打合せにもよるんですが、そういう

	事で学校の先生の負担が少しでも減らせるようにスポーツ課の方と協力して実施出来ないかなと考えています。
教 育 長	それと字別なんかはPTAの方々にもお願いしながら、協力しながらやっていたのですが、その辺のところも軽減ができないだろうかということで、まず試行という事ではないですけども、一歩進めて初日からということで計画を立てさせていただきました。今年度きちんとやりながらまた新たな方法というか、事務局としては模索していくというような形になると思います。よろしいでしょうか。
	確認させていただきます。夏休み学校プール開放事業実施要領の一部改正について、改正するという事でご承認いただけますでしょうか。
全 委 員	承認。
教 育 長	ありがとうございました。
	議案第37号「ときのきねんび展」開催中における美和歴史民俗資料館の休館日変更について」を生涯学習課長お願いします。
生涯学習課長	はい、それでは議案第37号「ときのきねんび展」開催中における美和歴史民俗資料館の休館日変更についてでございます。
	今年も5月28日から6月30日まで「ときのきねんび展」を美和歴史民俗資料館で開催をいたします。会期中は多くの幼稚園・保育園の来館がありますので見学依頼に対応する為に休館日であります水曜日を開館とすることについてご承認をお願いします。具体的には5月30日、6月6日、13日、20日、27日を開館とするものです。以上よろしく願いいたします。
教 育 長	はい、これも毎年「ときのきねんび展」をずっとやっているわけですが、この期間水曜日の開館について、変更という形で教育委員会会議で認めていただいて実施をするという事になっていますので、この件について何かご質問だとかご意見がありましたらお願いします。お宝ものがいっぱいありますので、また委員の方々には、是非期間中に見ていただけたらと思います。
委 員	変更理由のところで月・火・金と書いてあるのですが、通常は月・火・金しか開いてないのでしょうか。
生涯学習課長	平日は月・火・金です。水・木が休館日となっております。
委 員	土日は開いてるんですか。
生涯学習課長	土日は開いています。
委 員	そういうことですか。
教 育 長	ちょっと変則の感じで資料館はやっておりますので、この件についてお認めいただけますでしょうか。
全 委 員	承認。
教 育 長	ありがとうございました。では承認ということで次に進みたいと思います。
	それでは議案第38号「後援申請について」を議題とします。
生涯学習課長	議案第38号「後援申請」でございます。
	生涯学習課からは教育長専決処分4件と審議事項3件の計7件です。

	①2018夏アズワンワンダースクール自然体験教室 (特定非営利活動法人アズワン)
	②第9回はたらく人にありがとうメッセージ募集 (東海労働金庫津島支店)
	③第4回全国連合子ども観光大使大会 in 愛知 (愛知県子ども観光大使実行委員会)
	④国際交流&イングリッシュキャンプ (宮城復興支援センター)
	⑤あま市女性の会甚目寺歌謡クラブ35周年記念発表会 (あま市女性の会甚目寺歌謡クラブ)
	⑥全国一斉あそびの日キャンペーン～すべては子どもの笑顔のために～ あまあそびフェスタ2018 (あま市レクリエーション指導者クラブ)
	⑦あまっこあそび環境塾 (あま市レクリエーション指導者クラブ)
	①～⑦の事業内容、開催期日、場所等説明。①②⑥⑦は昨年度許可実績 があり専決処分。③は新規。④は平成28年12月に許可実績がありますが、 一昨年のためご審議ください。⑤も許可実績はあるが4年前なのでご 審議をお願いします。
教 育 長	続いてスポーツ課もお願いします。
ス ポ ー ツ 課	スポーツ課からは教育長専決処分2件です。
	⑧第62回中日少年(学童)軟式野球大会及び第35回愛知県学童軟式野球 選手権大会 (あま市スポーツ少年団軟式野球連盟)
	⑨第4回あまちゃんラージボール卓球大会 (あまスポーツクラブ)
	⑧⑨の事業内容、開催期日、場所等説明。⑧⑨は昨年度許可実績があり 専決処分となっています
教 育 長	全部で生涯学習課が7件、スポーツ課が2件、うち承認実績があるもの は専決について問題がないとは思いますが、③は過去4回実施されていま すが、あま市教育委員会への後援申請は初めてという事で審議をさせてい ただきます。他の実績というか近辺の状況はどうなっていますか。
生涯学習課長	近隣を調べたところ、愛西市は市長部局は承認済、教育委員会部局も承 認済。弥富市も同じです。蟹江町も同じです。大治町、飛島村はこれから 審議予定となっています。
教 育 長	趣旨等を見ても差し障りはないと判断しますが、それと今課長も申し上げ ましたが、近隣のところも承認をするということですが、何かご意見と かありますでしょうか。
委 員 員	意見ではないですが、前3回はどこで開催ですか。
生涯学習課長	栃木県、愛媛県、静岡県です。
委 員 員	それぞれ市町も後援してきているんでしょうね。問題になったことはな いんですね。
生涯学習課長	昨年、静岡で見ていきますと後援が観光庁、静岡県、静岡県教育委員会、 静岡県下36市町とその教育委員会から後援の許可が出ております。
教 育 長	今年度は愛知大会という事で愛知県内の愛知県教育委員会や名古屋市教 育委員会他それぞれの37市と町村も含めた形で恐らく後援願いを出して みえるでしょうね。愛知大会という事で中身を見ていかがでしょうか。後 援申請を許可という事でよろしいでしょうか。

全 委 員	承認。
教 育 長	それでは許可ということをお願いします。次に④を審議します。これは1泊2日、旭高原少年自然の家、美浜少年自然の家で105名、避難生活児童、有償であります。許可実績が平成28年度にあります。昨年度はやらなかったということですか。
生涯学習課長	昨年度はやってはいないんですが、申請が届いたのが実は昨年うちに届いておりまして、本来昨年うちにこの場でお諮りして、前の年に許可実績がありますので専決をしておけば良かったのですが、まだ時間があるということで、間延びして今年度に送りましたので、改めてという事になっております。
教 育 長	という事情があるようです。従って昨年度末のところでは専決という形になるんですが、そんな事情があるようです。趣旨等それぞれ特に東日本大震災とかあるいは熊本地震の復興という事も含めて、子どもたちに共同生活しながら防災教育とかそういった趣旨でありますので、中身は問題ないと思っておりますがいかがでしょうか。許可という事によろしいでしょうか。
全 委 員	承認。
教 育 長	それでは議案第38号④については、許可という事でいきたいと思っております。それでは続いて⑤についてですが、35周年記念という趣旨でありますので、前は平成26年5月に許可実績があるということですが、これについて何かご質問とかありますでしょうか。
全 委 員	承認。
教 育 長	議案第38号⑤を許可とします。あとは専決となりますが、中身でこれはというものはありますでしょうか。
委 員	全体で一度確認しておきたいのですが、教育委員会が後援をすることによって小中学生、子どもたちが参加するような行事は、学校はどう取り扱っているのでしょうか。
教 育 長	事務局どうですか。学校へはチラシを配ったりとかやっていますね。全部とは限りませんが。
委 員	昔でいうとポスターや習字を書かせたり、夏休みに集中して色んな所がイベント組むんですね。そういうのが先生方の負担になっているとか、子どもたちの夏休みの負担になるという意見が出たことがあるんですよ。その辺は教育委員会事務局としてどう考えているのかがお聞きしたかった。
教 育 長	一応校長会の方でも割振りをしながら、何年生でこれをやるとか、やりたい人はやりましょうとかも含めて、割振りをやっていますね、次長。
教 育 次 長	やっています。
教 育 長	校長会で割振りをしながら、先生方の負担、それから子どもたちの負担も含めて、ただやりたい子については止めないでという形ですね。
委 員	その昔県の教育委員会が何でも受けるから学校に負担が行くという意見がずいぶんあったんです。別に受けているのではない、後援するだけだから、内容的にいいよと言っているだけで、参加しなさい、させなさいと言っているわけじゃないという話もあった気がする。

教 育 長	その辺のところは大分以前の頃からそれぞれの教育委員会も校長会と連携をとりながら強制はしてません。ただ地元の例えば J A とか社会福祉協会とかライオンズクラブのような日頃お世話になっているところについてはできる限り協力をしてあげて下さいという事はお願いします。見返りと言っははいませんが、参加賞がいただけるとかそういったものは子どもたちの励みにもなるし、そういったものについては、出したい人は出しましょうという形である程度の数を確保するという事は各学校で努力はしていただいています。
委 員 員	後援をしたことで強制はされていないということでもいいんですね。
教 育 長	そうです。強制はしていません。そういった部分で夏休みの課題はかなりの多いものですから。大分精選はされていますね。過重負担にならないように気をつけながら今後ともやっていきたいと思ひます。
	それでは議案第 39 号「平成 30 年度食物アレルギー対応に伴う給食費について」を議題とします。
学校給食センター課長	今回、食物アレルギー対応に伴う給食費について、食物アレルギー等の児童生徒に対する主食・牛乳の減額単価のご承認をいただくものです。
	小中学校長宛てに「平成 30 年度あま市学校給食における食物アレルギー対応について」という文書、各小学校長と各中学校長宛ての給食費についての通知、アレルギー生徒に対する詳細な献立表、盛り付け図、毎月の献立表、給食だよりとして小学校用と中学校用を資料として付けています。
	毎年新入学時健診で「平成 30 年度食物アレルギー対応に伴う給食費について」を各小学校長宛てに出しています。
	1 (1) 食物アレルギーについて、学校給食センターで調理する副食については、調理施設の都合上、除去食の調理をすることができないため、除去食の対応は実施しない。ただし、美和学校給食センターでは別調理をせずに原因食品を取り除ける場合のみ除去食を提供する。
	1 (2) 食物アレルギーのあま市の対応として、①主食及び飲用牛乳の除去、②詳細な献立表の配布、③盛り付け図の配布、美和学校給食センターのみの対応として④副食の除去食を実施しています。
	①主食及び飲用牛乳の除去については、別紙の額を給食費より減額することとし、ご承認いただければ各小中学校長に通知する予定です。金額についてですが、小学校と中学校の金額差については、規格量の相違によるものです。ご飯については、白米・麦ご飯・赤飯等、パンについては、小麦使用量・小学校低学年と高学年の規格量の相違、麺については、うどん・きしめん・中華麺・ソフト麺等の種類や規格量・単価の相違があるため、平均した額を算出しています。
	②詳細な献立表の配布については、毎月の献立表の他に希望する保護者に詳細な献立表や盛り付け図を配布しています。
	平成 30 年度食物アレルギーの対応状況について、各給食センターごとの対応状況を資料にて説明。
教 育 長	議案第 39 号について質問を許可。
委 員 員	今回は何を決めるんですか。9 月にもう文書が出ているんですよ。

学校給食センター課長	9月には、アレルギー対応について新1年生の今後の給食費の対応について、アレルギーの有無を申請で聞き取りをする。本来他の市町でもそうですが、一部牛乳の除去というのは各市町でやっていますが、ここまでやっているのはあま市だけです。他の市町ではアレルギーがあっても除去ができなくても普通の給食費を徴収しているが、あま市では給食の除去食はできませんが、主食はご飯やパン、小麦であれば中華麺を抜くだけで、単価が出しやすいので、以前から食べない子については給食費を減額しています。ただ給食費については、今1食いくらでいただいています。減免規定が今はなく、学校給食センターは教育委員会の所管で、条例ではあま市教育委員会が学校給食センターを管理するとなっています。あま市教育長に対する事務委任規則第1条に、教育長に委任できない教育委員会の権限が記載されていますが、今回給食費の減免については何も記載がないので、給食費を減額するという事に対して何も根拠がないので、教育委員会で審議していただき、アレルギーのあるお子さんに対しては減額することが、保護者の利益になりますのでご承認いただければと思います。
委員	減額をしますよという議案ですか。
学校給食センター課長	はい。
委員	それは食べていないなら減額をしてもいいと思います。
学校給食センター課長	他の市町ですと食べている食べていないに関係なく一律1ヵ月いくらとか、牛乳だけは飲んでいないから後で還付するというやり方もあります。あま市では食べた分、飲んだ分だけを請求していて、こちらの方が事務が煩雑にはなりますがそのようなやり方をしています。
教育長	ある意味では良心的にやりますという事なので、教育長の権限というよりも教育委員会に諮り承認をいただいたうえで、学校給食センター課としては進めていくという趣旨です。
委員	金額が妥当かどうかは私たちでは判断ができません。
教育長	これについては、先ほど課長が説明したように平均した金額で算出しています。
委員	では信用をして。
教育長	この件について他にご質問はありませんか。
委員	議会の質問でアレルギーについて触れられてますよね。今回とは関係ありませんか。
教育長	対応食のことですね。ひとまず関係はありません。学校給食センターが出来たあかつきには、また議案として出させていただいて審議をしていただくという事になると思います。今この時点で30年度こういう方向でよろしいですかという提案でありますのでどうでしょうか。
全委員	承認。
教育長	議案第42号「あま市立七宝北中学校学校選択制の導入について」を議題とします。3月に報告をさせていただいた分の更にみなさんにお諮りする案件がありますのでお願いします。
学校教育課長	あま市立七宝北中学校学校選択制の導入について別紙のとおり提出します。



	資料の1～3については、3月の定例会において「その他」で報告をさせていただきます。今回はその内容について、特に重要な案件を教育委員会会議の議題としてあげさせていただきます。
	1 七宝北中学校は学校選択制を導入することとする。この場合において、従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住するものについて学校選択を認める特定地域選択制の方式を採用するものとする。
	2 七宝北中学校選択可能区域は、七宝小学校、篠田小学校及び美和東小学校とする。
	3 七宝北中学校の学校選択制導入時期は、平成32年度を目標とする。
	4 平成30年度以降は、学校選択制の導入に向けて、啓発、PR及び具体的な調整を七宝北中学校地区委員会で検討しながら進めていく。
	宝小学校、秋竹小学校は選択可能中学校なし。指定中学校は七宝北中学校となります。
	七宝小学校は指定中学校は七宝中学校となるが、希望により七宝北中学校を選択することができるようになります。
	篠田小学校、美和東小学校は指定中学校は美和中学校となるが、希望により七宝北中学校を選択することができるようになります。
	これにつきましては、3月15日に地区委員会があり、1～3については、内容を確認していただきました。それを受けて3月の教育委員会で皆様にご報告させていただきましたが、2期制の導入と同じように重要な案件となりますので、この1～4について再度みなさまのご意見をお聞きしながら審議いただきたいと思っております。
教 育 長	今事務局が説明しましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
委 員	教育委員会では、地区委員会の報告を受けただけだと思いますが、「地区委員会でこう説明をしました。地区委員会は支障ありません。」とか、「そこでこういう方向でやってもいいですよ。」とかそこまでの結論が出ていないということですか。
学校教育課長	結論が出ていないという事ではなく、1～3については地区委員会の中で3回位検討していただいた経緯があります。それについて確認をいただいたという事になります。それを受けて3月15日の地区委員会の時に、教育委員会事務局より目標年度を32年度とお話しさせていただいた経緯があります。それについても確認をしていただいたということでもありますので、その流れの中で今回きちんとこの流れでよいか足固めをしないと今後具体的な事務に入っていくことが難しいと思われれます。というのは、地区委員会で検討されました内容については、「意見書」という形で市の教育委員会に提案していただくのが本来かもしれませんが、今回地区委員会に限りましては、平成29年度に委員会が発足し単年度で終わるものではなく、平成30年度も引き続き同じ構成メンバー・構成委員で検討していただきます。平成29・30年度の2年間検討していただいた中で、例えば「最後にこの選択制を導入します。平成32年度を目標として行います。」と最後に提言書をいただくという形を取りますと、どうしてもそれ以前には具体的に選択制導入に向けて事務的には色々な調整を進めていく時

	間が必要ですが、提言書を待ってそれから更に教育委員会の方に内容について審議をしていただくという形をとりますと導入の時期の遅れが相当負担となる可能性があります。保護者の方にもそういった事で気を揉む期間が長くなる懸念もありました関係で、今回につきましては継続して2年間委員会はするんですが、提言書という形でもらうのではなくて、大筋その形で進んでいるという中で、平成30年度あま市教育委員会あるいは地区委員会が検討するにあたり、まずはこの1～4項目の内容について教育委員会でお諮りして、基礎的な部分の足固めをさせていただきたいという認識でこういう形をとっておりますので、ご理解のもとご協議いただければと思います。
教 育 長	基本的に方向性としてこういう方向性で教育委員会としてはいいのかという事でまずは議決をしていただき、特に今年度具体的な選択制導入に向けて、「どんなことをしていくんだ」という事について委員会の皆さんと協議をしながら進めるという事でありますので、方向性について教育委員会としての考えを示すという事であります。
委 員	私は去年の6月からしか教育委員をやっていませんが、過去の地区委員会の検討で方向性は概ね理解されてると思っていたんですが違うんですか。
学校教育課長	理解されてるとおっしゃられるのは。
委 員	この方向で進んでいく事で納得じゃないんですか。地区委員会はそう示したんじゃないんですか。
学校教育課長	その認識はあるとは思いますが、それは地区委員会としての認識でありまして、市の教育委員会の方でその提案を受けてどうするかという市の教育委員会としての方向性を。
委 員	去年やって欲しかったね、本当は。その前に議論しているはずなので。しかし、あま市内の中学校全体の事を考えればこういう方向かなと私は思いますけどね。
学校教育課長	一つ心配しているのは、地区委員会の提案書、意見書っていうのにもたれて教育委員会に上程させていただいて審議させていただいてどうするかで決定していただくスタイルをとるのが本来だと思うんです。ただ今回については、今まで他の地区委員会もあったんですが、単年度で大体活動が収束しているってことがありまして、提案をいただいてそれに対して教育委員会はどう判断するかっていうような形できました。ただ今回に限って申し上げますと、2年以上地区委員会が継続するという事で最後まで待って提案をいただいて、それ以降に事務を進めるという時間がない事になりまして、かといって地区委員会の認識だけであま市全体が関わることに對して進めることについて、我々事務局としてもその状態ではいけないのかなと思いました。そういった形で途中経過な状態ではありますが、「去年1年間検討してもらってこんな状況です。」という足固めがこの1～3です。そういった事をクリアした上で次の段階、実際にPRとか具体的な調整とかそういった事を30年度以降進めていく形を取りたいと考えていますので、今までの他の地区委員会とは少し様子が違う部分もあるかもしれませんが、これが一番我々教育委員会としましても、現場の学校の先生あ

	るいは保護者にとりまして一番いいのではないかなという判断のもとこ
	ういった形をとっています。先ほど教育委員からも3月中にやっておいて
	もらった方が良かったというお話もいただきました。
委 員	地区委員会は今もうメンバーが変わったんじゃないんですか。
学校教育課長	変わってはいないです。2年間今回は継続です。
委 員	一旦答申みたいなものが出たのは、もう1年前ではなかったか。その時
	にもう選択制を考えていきますよという報告が出てましたよね。
学校教育課長	具体的に教育委員会にはかけていないですよ。
教 育 長	報告だけですね。
学校教育課長	報告だけであって、本来は意見書にもたれてその意見書に対して教育委
	員会としてはどう進んでいくかという事の基の材料になりますので、教育
	委員会としての方針を議案として検討すると。
委 員	方向としては、去年1年で地区委員会で議論がされて、概ね理解が得ら
	れたと報告をいただければ、「そうですね。」と言ってこのままで議決し
	ますよ。
教 育 長	基本的には概ね理解されているが、一部不安視をされる方もあります。
	前回の報告でみなさんのご意見を全部聞いて、方向性については今事務局
	が報告したような形で、目標として平成32年度という具体的な数字をあ
	げて、これが出来るか出来ないかは今後の進捗で変わってくる可能性もあ
	りますが、当然学級数の確認だとか教員数の確認をしなければならないも
	のですから、美和中学校と七宝中学校、七宝北中学校を理解してもらう必
	要があるものですから、その辺りを含めてPRの方法だとか学校見学をど
	のようにしていくのかというのを30年度の委員会の具体的な活動方法・
	活動方針になってくると思います。方向性として教育委員会としてこれで
	いいですかというような今回の提案であります。
委 員	こういう方向で検討というか進めていきますよというくらいなんですよ
	ね。多分選択しても七宝北中学校の小規模校解消にならないかもしれない。
教 育 長	そうですね。具体的にはまだ、数字的にはある程度の特に美和東小学校
	と篠田小学校のPTAが本当に努力されて、アンケートを取っていただいた
	結果20%位の方々が選択、七宝北中学校へ行ってもいいよという事で
	そういった方々の意見をどうしていくんだと検討を進めさせていただいて、
	今回七宝北中学校の選択制を目的にした地区委員会を1年間やらせていた
	だいて、1～3という方向性がある程度出てきましたので、あとは具体的
	に、実際に何人の方がというようなことも含めて、そのためにPRだとか
	学校を見てもらう機会を作るのが必要でありますので、まず方向性を教育
	委員会会議である程度認めていただいてこのように進めていくという事で
	あります。
委 員	地区委員会のメンバーは変わらないという事なんですけど、該当の年度の
	保護者の方が増えるとか、新しい会長になるとか新しく参加される方はい
	ないんですか。
学校教育課長	入れ替えは考えていません。29年度と全く同じメンバーの方ですね。
	具体的に言いますと、29年度PTAの関係者の方はPTAの役員は降り

	られますが、そのまま検討委員会としては継続的にやっていただくというスタンスになります。
委員	先ほどの篠田小学校・美和東小学校の2割位はというそれほどの範囲でどなたにアンケートされた結果ですか。区域全体ですか。
教育長	全体ではないです。今現在在校しているPTAというか子ども達です。
委員	在校生ですか。
教育長	だから若干変わっている部分はありますよね。
委員	在校生というのがどうも気になるんですが。
委員	七宝小学校が新たに追加されましたけれど、七宝小学校区の方たちにはまだ周知されていないですよ。
教育長	そうですね。これからになりますね。
委員	ということは、まだどれくらいの方達が希望されるかも未知数という事ですか。
教育長	未知数ですね。
委員	事務局としてはこういう方向でやれば、七宝北中学校も生徒数が確保できるという判断ですか。
教育長	ある程度の数は。
学校教育課長	確保できるという言い方が正しいのか分かりませんが、増えるという方向には必ず結びつくとは思っていますので、今小規模校で各学年2クラスがやっとのところがもう少しは緩和される、緩和って言い方は失礼なんですけど解消されるのではないかなという期待は持っています。
教育長	適正規模化のひとつの方法として、初めてという形にはなりますが。
委員	適正規模化は必要なので、何らか動いていってもらわなければならないが、そのための地区委員会なのかなと思っていました。でも今ここでこれで決まりという事ではなくて、この方向で検討していきますよということですね。
教育長	いかがでしょうか。
委員	やむを得ないと思います。
委員	議論を重ねてみえると思いますが、今後検討していくという事なので、またその都度色々な意見があると思います。その度に報告して下さい。
委員	子どもの数がどんどん減っているんで、七宝北中学校がいずれなくなってしまうといけないので、今から対策をして住民の方の意見も聞いて進めてみえるので、私はこれにとっても賛成です。自分の子どもの時に篠田保育園が目の前だったんですが、遠い美和保育園になりました。子どもが歩いていける距離だったんです。私は歩いて手をつないで朝送っていくのが夢だったんですが、目の前に篠田保育園がありながら美和保育園しかダメと言われ、バスに乗って泣きながら子どもが行ったんですけど、そういう経験をしているので私は目の前に見える学校に登校時間も少なくて行ける可能性、チャンスを与えて下さったと理解しています。しかも選択制なのでお母さんの考えで選んで下さいっていう事なので、そういう面で自分は子どもが保育園の時にそういう経験をしましたので、その時にこういう制度があって、篠田保育園でもいいですよってなっていたら私の夢が叶っ

	たので、私はこの考えはとてもいいと思います。
教 育 長	ありがとうございます。
学校教育課長	目標年度を平成32年度に設定させていただいていますが、学校の教職員の関係や生徒数の割合によって変わってまいりますので、そういった調整も考えると、早くても32年度の目標が達成できるかという事が危ぶまれるところでもありますので、目標ではありますが、決して32年度からということではありませんので、32年度以降にずれの可能性は当然ありますのでその辺りも含めてご審議採決いただけるとありがたいと思います。
教 育 長	方向性として、口頭で3人の方に聞きましたが、本日は堀江教育長職務代理者と小笠原委員が欠席でありますので、3人の方は了承していただき、2人についてはまた意見を聴取して、全体としては5分の3でありますので、方向性としてお認めいただくという事で、次回30年度の第1回地区委員会ではその方向を示しながら、具体的な形でまたご意見をいただいて進めるということをお願いします。
教 育 長	その他「3月議会（一般質問）について」をお願いします。
学校給食センター課長	新学校給食センターについて質問内容と答弁内容を報告。
	1 新学校給食センター運営方式報告書について
	2 新学校給食センターについて
	3 あま市の主要施策について
教 育 長	新学校給食センターに対する一般質問だけではありますが、課題等も多々今後も出てくると思いますので、報告をしながらまたご意見をいただいて前に進んで行きたいと思いますのでよろしくお願いします。何かご意見、ご質問がありますでしょうか。
委 員	ひとつ確認ですが、差別的な発言というのは「直営の場合、職員が高齢化し人件費が高くなるデメリットがある。」と言ったことに関してですか。
学校給食センター課長	そうです。どのような意味がちよっと分からなかったんですが、高齢者に対して今直営の職員が2人みえるんですが、その方が直営で引き続きやっていくといかにも給与が高くなるというように侮辱するような捉え方じゃないかというようなご指摘をいただいたと私は理解しておりますが、当然そのような趣旨の発言では全くありませんし、ただそのようにとられるという事は発言的に失礼であったという事で謝罪をさせていただいたというところです。
委 員	これ以外に差別的発言があったわけではないんですね。
学校給食センター課長	差別的な発言というのはこのことだけで、ミスリードというのは委託をすると検収とか本来食材というのも委託業者が買って、検収も委託業者がやるべきものだという事なんです。ただ愛知県の見解もあります。食材をそこまで請け負う業者に任せると民間業者ですと、安く悪かろうで利潤を追求して食材を悪いものと取られかねないので、民間委託をするにしても食材については、市が責任を持ってやるべきだというような事は、文書でもいただいております。民間委託という事になりましたけれども、当然学校給食は、あま市学校給食センター、あま市が責任を持ってやらなければならぬ。ただ調理とか配送の部分だけを民間委託をさせていただいた

	い。というような趣旨から、委託部分を出しても当然あま市が責任を持ってやっていかなくてはならないと思ってこの発言をしておりますが、検収の部分を抑えられると直営でも委託でも市が責任を持ってやるというような発言に対して「それは違うでしょ」と相違のないことが違った意味で委託の方に持っていくというミスリードと捉えられて「やり直すべきじゃないのか」というようなご質問をいただきました。しっかりと今後の運業者を今年度決めていく必要があると思いますが、色々質問をいただいている食中毒だとか衛生管理というのは、民間であろうが直営であろうが給食センター3つを合体するとなると、子どもたちの被害が拡大しますので、今以上に衛生管理は徹底していかなくてはなりませんし、委託業者を決めるにあたって、どのような衛生管理をするだとか教育をするだとかその辺はしっかり見るべき必要な点だと思いますし、災害においてもどのような協力体制ができるのかとか、一番問題なのは直営では今でも人が足りないから「民間でも人が足りないでしょう」とその時にどのような人材確保、手立てをするだとか応援体制をどうするかとか、その辺をしっかりと今後仕様書の中で詰めて、仕様書の中でも労働基準局の指摘があった偽装請負等のように言われたいような仕様書の書き方もアドバイスをいただきながら、しっかりとした業者を選んでいきたいと思っていますところです。
教 育 長	それでは「あま市社会教育委員について」を生涯学習課長お願いします。
生涯学習課長	平成30年3月31日をもって任期が満了となりましたので、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間で名簿の委員に委嘱しましたので報告します。
教 育 長	充て職のところもありますので、2年任期ではありますが、途中の場合にはその充て職の方に代わっていただくという形になると思いますのでよろしくお願いします。
	続いて「あま市文化財保護審議会委員について」をお願いします。
生涯学習課長	平成30年3月31日をもって任期が満了となりましたので、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間で名簿の委員に任命しましたので報告します。全員再任となりますのでよろしくお願いします。
教 育 長	7名の審議会の委員という形で報告をさせていただきました。
	「あま市文化の杜の管理に関する包括協定書について」をお願いします。
生涯学習課長	平成30年3月31日をもって文化の杜の指定管理者が指定期間満了となりました。そこで新たな指定管理者と平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、5年間の指定管理の協定を締結いたしましたので、報告をさせていただきます。指定管理者は、あまSL共同事業体で代表企業が昭和建物管理株式会社、構成企業が株式会社リブネットです。
教 育 長	「県天然記念物下萱津のフジ公開事業について」をお願いします。
生涯学習課長	今年度も県の天然記念物である下萱津のフジを一般公開します。日時は、平成30年4月28日と29日の2日間、いずれも10時から15時です。お時間があれば是非お出かけいただければ幸いです。
教 育 長	例年はこの時期がとてもいい状況ですが、是非行っていただければと思

	います。
委員	下萱津のフジはこういう時しか今は見られないんですか。昔は自由に見られた気がしましたが。
生涯学習課長	自由ではありません。有料で個人の方が、私有地だったのを市にいただいたと言うか。
委員	今は2日間しか見られないんですか。
生涯学習課長	はい。周りを囲っていますし、立ち入りができないようになっていて、2日間だけは毎年なんですけど、カギを開けて一般に公開しています。
教育長	公開してから4年位になります。
	続いて「ラジオ体操の集いについて」スポーツ課長説明をお願いします。
スポーツ課長	今年度もラジオ体操の集いという事で、3地区それぞれの会場で開催を予定しています。美和地区は、5月27日(日)美和中学校運動場、雨天の場合は中学校の体育館となります。甚目寺地区は、6月24日(日)甚目寺総合体育館野外ステージ、雨天の場合は甚目寺総合体育館メインアリーナ、七宝地区は、7月22日(日)七宝北中学校運動場、雨天の場合は中学校の体育館となります。いずれも受け付けが7時30分から、開会式の始まりが8時からで9時頃を終了予定としております。定例会の始まる前に委員の皆様にはご案内を配布しましたが、開会式の時に主催者あいさつをお願いします。なお駐車場については、来賓駐車場として用意をしていますので出席をお願いします。
教育長	「あま市立学校給食センター運営委員会委員(教育委員会委員選出)について」をお願いします。
学校給食センター課長	あま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について資料はありませんが、あま市立学校給食センター運営委員会委員規則がありまして、第4条に委員会の構成として小中学校長代表6名、小中学校PTA会長6名、教育委員2名、保育園代表の1名をもっての構成となっています。小中学校のPTA会長におかれては、PTA総会で最終決定されるという事で、本日名簿が最終的ではないので、決まりましたら5月の定例会において報告をさせていただきたいと思いますが、「委員会の構成」第3号、教育委員の2名となっていますことから、本日教育委員の2名について選出をお願いします。
教育長	委員を2名、5名の中からという事ですが、委員の皆様方いかがさせていただきますでしょうか。
委員	昨年を2名を継続でお願いします。
教育長	昨年は堀江委員と佐藤委員ですが、今年度も堀江委員と佐藤委員でお願いします。
委員	運営委員の方ですね。
教育長	運営委員の方です。年に2回会議がありますがよろしくをお願いします。以上で公開の部分を終了させていただきます。
	議案第40号から議案第41号までは秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とします。
	「公文書公開請求書について」、「あま市新学校給食センター整備事業

	工事請負変更契約の締結について」及び「生徒指導（平成30年3月）に
	ついて」は秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項によ
	り会議録についても非公開とします。
<b>【次回予定】</b>	・平成30年5月21日(月) 午後2時 定例会
	(本庁舎2階第3・4会議室)
	<b>【閉会時刻：午後4時14分】</b>